

2024年度（令和6年度）

奨学生制度について

学校法人 下山学園

下山学園高等学校

（令和6年4月より五所川原商業高等学校より校名変更）

1. 奨学生について

本校の推薦入試に合格し、在学中に品行方正・健康で真摯な態度で学校生活を過ごし、本校入学後も他の模範となると認められた生徒を奨学生として採用する。

ただし、校則違反により処分された場合、または奨学生本来の活動に専心することなく所期の目的を達していないと認定された場合、奨学生の身分を取り消す。

2. 奨学生の区分について

奨学生は次の5つに区分され、採用条件・待遇はそれぞれ以下の通りである。

○クラブ活動奨学生

中学校での部活動・クラブ活動において実績が優秀な生徒で本校でもその活動を継続する意思が明確である生徒。

※優秀な実績の目安：県大会3位以上

入学時納付金（入学金、施設設備費）を全額免除する。

毎月の納付金のうち、授業料として納めるべき金額を全額免除する。

入学時に掛かる諸費用への充当として入学準備金 50,000 円を貸与し、返済は不要とする。

○学業奨学生

中学校での評定が 100 以上または、実用英語技能検定 3 級以上を有している生徒。

入学時納付金（入学金、施設設備費）を全額免除する。

毎月の納付金のうち、授業料として納めるべき金額を全額免除する。

入学時に掛かる諸費用への充当として入学準備金 50,000 円を貸与し、返済は不要とする。

○就学支援奨学生

経済的に就学が困難な家庭の生徒。

※就学困難の基準は保護者の市町村民税が非課税であることで、

出願時に最新の課税証明書を提出してもらい判断する。

入学時納付金（入学金、施設設備費）を全額免除する。

毎月の納付金のうち、授業料として納めるべき金額を全額免除する。

入学時に掛かる諸費用への充当として入学準備金 50,000 円を貸与し、返済は不要とする。

○特別奨学生

本校の部活動において、3 年間その部活動を継続する意思が明確である生徒、または本校部活動顧問から勧誘を受けた生徒。

入学時納付金（入学金、施設設備費）を全額免除する。

毎月の納付金のうち、授業料として納めるべき金額を全額免除する。

○一般奨学生

本校専願で中学校長の推薦がある生徒。

入学時納付金（入学金、施設設備費）のうち、入学金を免除する。

毎月の納付金のうち、授業料として納めるべき金額を全額免除する。

3. 奨学生の解除について

奨学生の身分を取り消されたとき、身分取消の日に属する年度の

4月1日に遡って以下の通りとしなくてはならない。

【1 学年に身を取り消された場合】

- ・ 免除された入学諸納金の返還
- ・ 免除された授業料の返還
- ・ 貸与された入学準備金の返還（貸与を受けていた場合）

【2,3 学年に身分を取り消された場合】

- ・ 免除された授業料の返還
- ・ 貸与された入学準備金の返還（貸与を受けていた場合）

クラブ活動

奨学生

中学校での部活動・クラブ活動において実績が優秀な生徒

学業

奨学生

中学校での内申点が 100 以上または実用英語技能検定 3 級以上を有している生徒

就学支援

奨学生

経済的に就学が困難な生徒。

特別

奨学生

本校の部活動において、3 年間その部活動を継続できる、または本校教諭から勧誘を受けた生徒

一般

奨学生

本校専願で、中学校長の推薦がある生徒

令和6年度学校納付金等

○入学時納付金

※入 学 時		奨 学 生	
	基 本	クラブ活動 学 業 就学支援 特 別	一 般
入 学 金	30,000円	免 除	免 除
施 設 設 備 費	50,000円	免 除	50,000円
計	80,000円	0 円	50,000円

○月額納付金

	基本納付金	奨学生
授業料	34,000円	免 除
維持費	5,000円	5,000円
諸会費	6,700円	6,700円
総合計	45,700円	11,700円

※奨学生であっても維持費、諸会費の納入は必要になります。